

## 1. 団体信用生命保険（団信）について

下記（１）～（６）からお選びいただけます。

## (1) 地銀協リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（地銀協一般団信）

保障内容	住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害、余命 6 ヶ月以内と判断される場合
金利	適用金利につきましては、上乗せ金利無しでご利用いただけます。

## (2) 地銀協団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（地銀協ライフサポート団信）

保障内容	毎月の住宅ローン返済額の保障： 病気やケガによる就業不能状態が 3 ヶ月を超えて継続した場合（最長 9 ヶ月間） 住宅ローン残高の保障： 死亡・高度障害、余命 6 ヶ月以内と判断される場合、3 大疾病（がん、急性心筋こうそく、脳卒中）、病気やケガによる就業不能状態が 12 ヶ月を超えて継続した場合
金利	地銀協一般団信の適用金利に 0.2% が上乗せとなります。

## (3) M S A がん診断保険金特約、リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険（がん団信）

保障内容	住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害、「がん」と診断確定した場合 余命 6 ヶ月以内と判断される場合
金利	地銀協一般団信の適用金利に 0.1% が上乗せとなります。

## (4) M S A 加入条件緩和割増保険料適用特約、リビング・ニーズ特約付き団体信用生命保険（ハートフル団信）

保障内容	住宅ローン残高の保障：死亡・高度障害、余命 6 ヶ月以内と判断される場合 ※ 従来の団信に比べ、加入条件を緩和しております。
金利	地銀協一般団信の適用金利に 0.3% が上乗せとなります。

## (5) 地銀協団体就業不能信用補償保険・がん保障特約付団体信用生命保険（地銀協ダブルサポート団信）

## 【全傷病保障】

保障内容	毎月の住宅ローン返済額の保障： 脳卒中・急性心筋こうそくにより就業不能状態となった場合（最長 2 ヶ月） 5 つの生活習慣病により就業不能状態となった場合（最長 12 ヶ月） 8 大疾病以外の病気・ケガにより就業不能状態となった場合（最長 12 ヶ月） 住宅ローン残高の保障： 死亡・高度障害状態となった場合 余命 6 ヶ月以内と判断される場合 がんと診断確定された場合 脳卒中・急性心筋こうそくにより所定の状態が 60 日以上継続した場合 5 つの生活習慣病による就業不能状態が 12 ヶ月を超えて継続した場合 8 大疾病以外の病気・ケガによる就業不能状態が 12 ヶ月を超えて継続した場合 オプション保障： 病気・ケガを原因とする入院で就業不能となった場合…一時金 10 万円 本人ががんと診断確定された場合…一時金 100 万円 女性配偶者が女性特有のがんと診断確定された場合…一時金 100 万円
金利	地銀協一般団信の適用金利に 0.3% が上乗せとなります。

(6) 楽天生命 50%がん団信（全疾病特約付）

保障内容	<p>毎月の住宅ローン返済額の保障： 支払基準日（毎月27日）において、病気やケガによる就業不能状態が15日を超えて継続した場合 ただし、年間支払額は2,400万円以下とし、通算して36ヶ月が支払限度となる。</p> <p>住宅ローン残高の保障： 死亡・高度障害状態となった場合 余命6ヶ月以内と判断される場合 病気やケガによる就業不能状態が1年を超えて継続した場合</p> <p>住宅ローン残高の50%保障： がんと診断確定された場合</p>
金利	地銀協一般団信の適用金利に0.1%が上乗せとなります。

2. 付帯保険「地銀協8大疾病補償付債務返済支援保険」について

加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込時（ご契約時）年齢が満20歳以上満50歳以下の就業者の方</li> <li>・ 完済時年齢が満80歳以下の方</li> </ul> <p>(1) 本保険には、死亡・高度障害補償が付帯されておきませんので、団体信用生命保険（上記(2)「地銀協ライフサポート団信」、上記(4)の「ハートフル団信」、上記(5)の「地銀協ダブルサポート団信」および上記(6)の「楽天生命50%がん団信（全疾病特約付）」を除きます）とセットでご加入いただきます。</p> <p>※ ただし、お使いみちに「住宅関連資金以外の他社借入金の借り換え資金」を含む場合は、本保険をご利用いただけません。</p>
補償内容	<p>毎月の住宅ローン返済額の補償： 病気やケガによる就業不能状態が31日以上継続した場合（最長12ヶ月間）</p> <p>住宅ローン残高の補償： 「8大疾病」を原因とした上記「毎月の住宅ローン返済額の補償」が12ヶ月継続した場合</p>
金利	「地銀協一般団信の適用金利+各団信別の上乗せ金利」に0.2%が上乗せとなります。
その他	本保険へのご加入につきましては、お客さまの任意となります。

3. 元利均等返済について

初回ご返済時から完済時まで、毎月のお支払い金額（元金返済部分+利息支払部分）が一定となるように計算されている返済方式です。

以 上